

国民健康保険税 Q&A

国民健康保険税について多くお問い合わせいただく事項をまとめましたので参考にしてください。
また、その他の項目や詳細については、国保のしおりや平塚市 Web ページ[国民健康保険税]をご覧ください。

○国民健康保険税はどのように計算されますか。

4月から翌年の3月までを1年度として計算されます。

年度の途中で加入したり、やめたりしたときは、月割りで計算します。

例：10月から国保に加入したとき…年間保険税の6ヶ月/12ヶ月（10～3月分）を納めます。

10月に国保をやめたとき …年間保険税の6ヶ月/12ヶ月（4～9月分）を納めます。

保険税を納めるのは、国保の被保険者としての資格を得た時からで、届け出をした時からではありません。

例：8月に会社を辞めたが、国保加入の届け出は10月に行ったとき…8月分から保険税がかかります。

○国民健康保険税の納税通知書はいつ送られてきますか。また保険税の計算はどうなりますか。

○年度途中で新規加入された場合

転入や他の健康保険からの離脱などにより、新たに国民健康保険に加入した世帯は、原則として翌月にその年度中にかかる保険税額をお知らせし、その月から支払いを開始します。ただし、保険税は資格が発生した月の分から計算します。

また、他の市町村などから転入した世帯は、所得の把握に時間がかかり、所得割に相当する保険税が追加でかかる場合がありますので、ご承知おきください。

○年度途中に加入者が増える場合

既に国民健康保険に加入している世帯に新たに加入者が増える場合、原則として翌月に増額する保険税額をお知らせし、その月から支払い額の変更を行います。保険税は資格が発生した月の分から計算します。

○年度途中で国民健康保険を加入者全員が脱退する場合

転出や他の健康保険への加入などにより、国民健康保険を脱退する世帯は、原則として数日以内に保険税額の精算通知を送付します。脱退する月の前月までの保険税を計算し、お支払いが必要な保険税を請求し、いただきすぎている保険税がある場合はお返しします。

○国民健康保険から加入者の一部が脱退する場合

既に国民健康保険に加入している世帯から、脱退する方がいる場合、原則として翌月に減額する保険税額をお知らせし、その月から支払い額の変更を行います。この場合の保険税は、資格がなくなる月の前月まで計算に含めます。

*当年度の6月以前に届出をされた方及び次年度以降は、6月になりましたら世帯主宛に納税通知書を送付します。原則、年間税額を6月から翌年3月までの10回で各月にお納めいただきます。

お問い合わせ先 税額・納付相談等について 112番窓口 電話 0463-21-8775（保険税担当）

○国民健康保険税はどのように支払いますか。

加入時にご登録いただく口座から、納期限日に振替させていただきます。平塚市内に本・支店のある金融機関でのお取り扱いとなります。領収書は通帳への記帳により省略させていただきます。

保険年金課の窓口設置の専用端末で、取扱金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することで口座振替の申込ができます。【必要なもの：保険証、来庁される方名義のキャッシュカード】

金融機関や Web で申し込む場合は、1～2 か月後の納期分から各納期限日に自動的に引き落としを行います。なお、口座登録が完了するまでは納付書での納付になります。【必要なもの：保険証、通帳（またはキャッシュカードなど）、通帳届出印】

原則、世帯主が国保に加入しており、国保加入者全員が 65 歳から 74 歳である場合は、特別徴収(年金からの天引き)となります。特別徴収には、条件がございますので、詳細は平塚市 Web ページをご覧ください。

○国民健康保険税の納期はいつですか。

保険税の納期は次のとおりです。口座振替の振替日は、各納期限日となります。(4 月以降に加入した場合)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
普通徴収 (納付書・口座振替) 全 10 期			1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期
特別徴収 (年金からの天引き) 全 6 期	1 期		2 期		3 期		4 期		5 期		6 期	

令和 6 年度 国民健康保険税納期限		普通徴収 (納付書・口座振替)	
期別	納期限	期別	納期限
第 1 期	令和 6 年 7 月 1 日 (月)	第 6 期	令和 6 年 12 月 2 日 (月)
第 2 期	令和 6 年 7 月 31 日 (水)	第 7 期	令和 7 年 1 月 6 日 (月)
第 3 期	令和 6 年 9 月 2 日 (月)	第 8 期	令和 7 年 1 月 31 日 (金)
第 4 期	令和 6 年 9 月 30 日 (月)	第 9 期	令和 7 年 2 月 28 日 (金)
第 5 期	令和 6 年 10 月 31 日 (木)	第 10 期	令和 7 年 3 月 31 日 (月)

○国民健康保険税額はどのように算出されますか。

前年の所得を基に計算し、世帯として合算して決定します。国民健康保険税は「医療分」、「後期支援分」、「介護分(※40 歳～64 歳の方)」について、所得割額・均等割額・平等割額という 3 つの項目をそれぞれ算出し、最終的に世帯で合算した金額となります。

保険税額を決定した後に、加入者の人数や所得額等が変更となった場合は保険税額を再計算します。

保険税を正しく算出するため、前年中(課税年度の前年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで)の所得の有無にかかわらず、1 月 1 日現在居住されていた市区町村で市県民税又は所得税の申告をしてください。

算出方法の詳細については、平塚市 Web ページまたは国保のしおりをご覧ください。

○保険税を滞納するとどうなりますか。

保険税は、国保の加入者の皆さまが、医療機関にかかるときの医療費等にあてられる大切な財源ですので、納期限までに納めてください。納期限までに保険税を納付されない場合は、督促・催告の通知などで納付のお願いをする場合があります。

また、滞納が解消されないと財産調査を開始し、債権(預貯金、生命保険、給与など)や不動産所有の有無などについて、銀行や勤務先、官公署などへ調査を行うこととなります。財産所有が判明した場合、法令に基づき滞納処分としてその財産を差し押さえることとなります。